

ガス導管事業者の託送収支の事後評価について

第64回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2025年2月20日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

1. 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価
- (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

2. 小千谷市の対応について（前回会合後の確認事項）

3. 今後のスケジュール

1. (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- 電力・ガス取引監視等委員会（2025年10月1日、11月22日）にて、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の2023年度における託送収支の事後評価等に関して、事務局が行った評価を料金制度専門会合において確認いただくこととされた。
- 事後評価の対象となるガス導管事業者（145社）のうち、**昨年9月までに託送収支計算書を公表した137社については、昨年11月に開催された第63回料金制度専門会合において、事後評価を実施したところ。**
- 今般は、**昨年10月以降に託送収支計算書が公表された8社**について、事後評価を実施する。

1. 趣旨

2025年2月7日に、東北経済産業局長、関東経済産業局長及び近畿経済産業局長から委員会に対して、ガス導管事業者における託送収支の事後評価について意見聴取がなされたことを受け、事務局において実施した事後評価についてご確認いただきたい。

2. 進め方

- ①対象：託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（145社）のうち、第63回の本会合の評価対象とならなかった、昨年10月以降に託送収支計算書が公表された事業者（8社）
- ②評価内容：料金制度専門会合において、主に以下の項目について分析・評価
法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）

3. 対象事業者

- 全国のガス導管事業者（219社※1）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（145社）について、2023年度における託送収支を評価する。
- **今般の会合においては、昨年10月以降に託送収支計算書が公表された8社について評価を行う。**
（137社については、前回会合にて評価結果報告済。）

	一般ガス導管事業者（191※1）	特定ガス導管事業者（30※1）
前回の事後評価の対象（137社）	2024年9月末までに託送収支が公表された事業者	
	託送供給約款制定（113）	託送供給約款制定（22）
	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3	承認事業者であるが供給条件を届出（2）※3
今回の事後評価の対象（8社）	2024年10月以降に託送収支が公表される事業者	
	託送供給約款制定（7）	託送供給約款制定（1）
	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3	承認事業者であるが供給条件を届出（0）※3
	上記以外（71）※2	上記以外（5）※2

※1 一般ガス導管事業と特定ガス導管事業両方のライセンスを所有している事業者が2社（東京ガスネットワーク㈱、北海道瓦斯㈱）があるため、合計が合わない。

※2 前年度末のガスメーター取付数又は契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。

※3 上記により、託送供給約款の制定不要承認を受けても供給条件を届け出ている事業者は本評価の対象。

※ 全てのガス導管事業者は、託送供給義務を負う。

1. (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

本年度の事後評価は、昨年度までと同様、ガス事業法等処分審査基準に基づき、以下の進め方で実施した。

- ① **各社の超過利潤累積額**について、一定水準額と比較し、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「**一定水準額**」を超えている事業者を抽出。（ストック管理）
- ② **各社が想定単価と実績単価から算出した乖離率**について、変更命令（値下げ命令）の発動基準となる「**マイナス5%**」を超えている事業者を抽出。（フロー管理）
- ③ **上記①、②に該当する事業者**について、**期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるか**を聴取。
なお、②において変更命令の発動基準を超過した事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的か否かを確認。

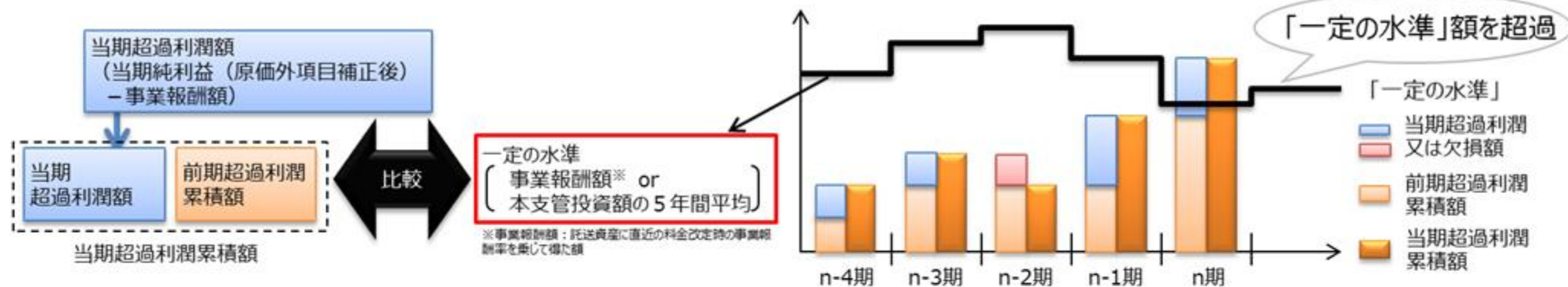
⇒これらの結果については、**次回以降の電力・ガス取引監視等委員会に報告し、経済産業大臣及び経済産業局長等からの意見の求めに対する本委員会の意見を回答**する予定。

（参考：2024年11月22日 電力・ガス取引監視等委員会 資料3）

各事業者の公表された託送収支について、ストック管理及びフロー管理の確認を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

【参考】ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

<ストック管理方式>



当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、
経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動

託送供給料金の改定

n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n + 2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動 (n + 1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

<フロー管理方式>

【STEP 1】

乖離率の確認

想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはSTEP 2へ

【STEP 2】

説明
事業者による

現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはSTEP 3へ

【STEP 3】

値下げ要請
託送料金の

一定の乖離率 (マイナス5%) を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動 (※)

変更命令の発動

(※) 原価算定期間等 (原則3年) が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

①ガス導管事業者の超過利潤の状況 <ストック管理基準結果概要>

- 各社の超過利潤累積額について、一定水準額と比較した結果、(株)エネクル（沖山地区）が、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる「一定水準額」を超過。
- ただし、(株)エネクル（沖山地区）については、2023年9月に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外（※1）。

※1 超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下本頁において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日までに値下げ届出が行われなければ、原則、変更命令が発動される。

ただし、基準年度の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金の値下げ届出が行われれば、変更命令は発動されない。

超過利潤累積額 （2023年度末）	一般ガス導管事業者 （9件）	特定ガス導管事業者 （1件）	合計
一定水準額超過	1 ・(株)エネクル（沖山地区）	0	1
一定水準額の2/3～3/3	1	0	1
一定水準額の1/3～2/3	1	0	1
0～一定水準額の1/3	1	0	1
0未満	5	1	6

※ 各社公表資料（2025年2月10日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 複数の地域毎の託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数地域をそれぞれ1件とカウントするため、事後評価の対象事業者数と表中の対象者数の合計は一致しない。

②ガス導管事業者の乖離率の状況 <フロー管理結果概要>

- 各社の想定単価と実績単価から算出した乖離率について確認した結果、**長南町**の乖離率が、変更命令の発動基準となる「マイナス5%」を超過。

乖離率 (2023年度末)	一般ガス導管事業者 (6件)	特定ガス導管事業者 (0件)	合計
－5%を超過	1 長南町	－	1
－5% ～ －2.5%	0	－	0
－2.5% ～ 0%	0	－	0
0%より大きい	5	－	5

※ 各社公表資料（2025年2月10日時点）より作成。また、当該分析結果はガス事業監査による指摘等により、今後変更の可能性がある。

※ 以下の理由により、事後評価の対象事業者数と表中の事業者数の合計は一致しない。

- ・ 複数の地域毎の託送供給約款料金を定めているガス導管事業者にあつては、当該複数地域をそれぞれ1件とカウントする。
- ・ 原価算定期間中の事業者及び承認特定ガス導管事業者にあつては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 5. に基づき乖離率計算書を作成しないため、評価の対象外につき、カウントしない。

③超過事業者の料金値下げ意向

- 想定単価と実績単価から算出した乖離率がマイナス5%を超過した長南町については、翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長※1の変更命令の対象となる。
- ただし、フロー管理基準超過の場合は、事業者から現行の託送供給約款料金水準維持の妥当性について説明がなされ、本会合において合理的だと判断される場合には、料金の値下げ届出を行わなくてよいこととされている。
- 長南町について、期日※2までに料金の値下げ届出を提出する予定であるか、あるいは、合理的な説明を行うかを確認したところ、**2025年4月1日までに値下げ届出を提出する予定である旨を確認した。**

※1 経済産業大臣は、ガス事業法の規定による権限の一部を経済産業局長に委任している。(ガス事業法第189条第4項)

※2 原価算定期間終了後に公表された乖離率計算書において、乖離率が-5%を超過している場合、当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに料金の値下げ届出が行われなければ、原則変更命令が発動される。

➤ 2025年4月1日：長南町

(参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

<一般ガス導管事業者関係>

第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過基準累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。
 - イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同上第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(23)において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。
 - ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）
(略)
- ② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。
(略)

<特定ガス導管事業者関連>

第二 処分の基準

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

- ① ～ ④ (略)
- ⑤ 同項第5号関係
「公表の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。
 - イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当該超過利潤累積額が一定水準を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公表の利益の増進に支障がないものとする。
 - (i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この(39)において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。
 - (ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この(ii)において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）
(略)
 - ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。
(略)

(1. (1)、(2)のまとめ)

法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、本会合としては、**以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告**することとしてよいか。

- (株)エネクル（沖山地区）について、超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。ただし、2023年9月に託送供給約款料金の値下げ届出が行われているため、変更命令の対象からは除外する。
- 長南町については、想定単価と実績単価から算出した乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。同社については、期日（2025年4月1日）までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となる。

1. 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

(1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

(2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

2. 小千谷市の対応について（前回会合後の確認事項）

3. 今後のスケジュール

2. 小千谷市の対応について ①経緯

- 昨年11月に開催された第63回料金制度専門会合において、**小千谷市**については、2023年ガス託送料金事後評価における超過利潤累積額及び乖離率が基準を超過しているものの、**2025年4月に北陸瓦斯(株)への事業譲渡が予定されているため、今後の対応を確認**することとされた。

(1. (1)、(2)のまとめ) 法令に基づく事後評価の結果報告について

- 前頁までの結果を踏まえ、本会合としては、以下の内容でとりまとめ、電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよい。
- 2社(㈱エナジー宇宙(北本エリア)、小千谷市)については、超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。
- 7社(栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、小千谷市、福山ガス(株)、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)、ENEOSエルエヌジーサービス(株))については、乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。
- 上記事業者のうち、㈱エナジー宇宙(北本エリア)、栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、福山ガス(株)、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株)の6社について、期日※までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長の変更命令の対象となる。
なお、ENEOSエルエヌジーサービス(株)については、2024年4月1日に託送供給約款の料金の値下げ届出が行われているため、変更命令の対象からは除外する。
また、小千谷市については、来年4月に北陸瓦斯(株)への事業譲渡が予定されているため、今後の対応を改めて確認する。

※ 2025年1月1日：1社(福山ガス(株))、2025年4月1日：5社(エナジー宇宙(北本エリア)、栃木ガス(株)、鷺宮ガス(株)、大牟田瓦斯(株)、三愛オブリ(株))

2. 小千谷市の対応について ②小千谷市の対応

- **小千谷市**においては、将来にわたって都市ガスの安定供給とサービスの向上を図るため、**2020年7月から今後の公営ガス事業の望ましい経営のあり方について検討を開始**。現在の小千谷市の経営規模で安定供給を確保するには、ガス管の更新等多額の投資が必要となり、事業を継続するには、都市ガス料金の大幅な値上げが必要となること等から、**民間への譲渡を決定**。
- **2023年9月に事業譲渡先の公募**を行った結果、**2024年3月に北陸瓦斯(株)が選定**され、2025年4月1日付けで事業譲渡がなされる予定。
- 小千谷市は、**事業譲渡後の託送供給約款料金について、ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条第3項の規定により、料金算定への影響が軽微**であるとして、**譲渡後は北陸瓦斯(株)の料金を適用する旨の変更認可申請**を、昨年11月15日付けで関東経済産業局長宛てに行った。
- 関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課は同年11月20日付けでこれを受理し、現在審査中。同局の総務企画部電力・ガス取引監視室に意見聴取を行った上で、本年3月中旬までに認可の可否を判断することとしている。

2. 小千谷市の対応について ③関東局での審査

- ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条の適合性審査は以下のとおり。

①第23条第1項で定める事業譲渡等の場合の該当性（第23条第2項第1号）

【審査事項】譲渡者のガスメーター取り付け数が譲受者の1 / 20以下であるか。

- ・譲渡者（＝小千谷市）メーター取り付け数（A）： 11,495件
- ・譲受者（＝北陸瓦斯株）メーター取り付け数（B）： 393,562件

⇒ $A/B = 2.9\% \leq 5\% (1/20)$

②料金算定への影響が軽微であるかの判断（第23条第3項）

【審査事項】譲受前後の平均単価の差が1%以内であるか。

- ・譲受者（＝北陸瓦斯株）の直近改定時託送供給約款料金の平均単価（C）： 38.83円
- ・譲渡者（＝小千谷市）と譲受者（＝北陸瓦斯株）の直近改定時託送供給約款料金原価の合計額を直近改定時託送供給約款ガス需要量の合計で除した値（D）： 38.73円

⇒ $(1-C/D) \times 100 = 0.26\% < 1\%$

（参考：現行の小千谷市の託送料金想定単価：36.03円/m³）



関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課で審査した結果、上記のとおり、算定規則第23条に適合していると認められることを確認。同局総務企画部電力・ガス取引監視室からの意見聴取の回答を踏まえ、3月21日までに認可の可否を行うこととしている。

(参考) ガス事業託送供給約款料金算定規則

(事業の譲渡等)

第二十三条 一般ガス導管事業者は、事業譲渡等の場合における事業譲渡等の後の託送供給約款料金については、第三項に規定する料金算定への影響が軽微であるときは、第二条から第二十条までの規定にかかわらず、次項に規定する譲受け等一般ガス導管事業者の託送供給約款料金をもって譲受け等後の託送供給約款料金とすることができる。この場合において、一般ガス導管事業者は、次項及び第三項の規定による平均単価その他の事項を様式第十第一表及び第二表に整理しなければならない。

2 前項に規定する事業譲渡等の場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

一 法第四十二条の認可を受けた事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割であって、譲渡しをする又は合併若しくは分割をされる（以下「譲渡し等」という。）一般ガス導管事業者の直近の事業年度末のガスメーター取付数が、譲受けをする又は合併若しくは分割をする（以下「譲受け等」という。）一般ガス導管事業者の直近の事業年度末のガスメーター取付数の二十分の一以下の場合

二 前条第一項の規定により一般ガス導管事業者が供給区域のある地域別に複数の託送供給約款料金を設定しているときの、託送供給約款が適用される地域を異なる託送供給約款が適用される地域へ併合する変更であって、前号に準じる場合（この場合において、第三項中「譲渡し等」とあるのは「併合される」と、「譲受け等」とあるのは「併合する」と、「一般ガス導管事業者」とあるのは「地域における一般ガス導管事業者」と読み替えるものとする。）

3 第一項に規定する料金算定に与える影響が軽微なときとは、譲受け等一般ガス導管事業者の既に改正法附則第十八条の規定により同項の認可を受けた託送供給約款料金原価等、法第四十八条第一項若しくは第二項の規定により認可を受けた託送供給約款料金原価等若しくは変動額託送供給約款料金原価等又は同条第六項の規定により届け出た届出託送供給約款料金原価等（以下「直近改定時託送供給約款料金原価等」という。）を、当該直近改定時託送供給約款料金原価等の算定に用いたガス需要量の需要想定（以下「直近改定時託送供給約款ガス需要量」という。）で除して算定した平均単価と、譲渡し等一般ガス導管事業者及び譲受け等一般ガス事業者の直近改定時託送供給約款料金原価等の和を直近改定時託送供給約款ガス需要量の和で除した値との格差が、一パーセント以内のときとする。この場合において、譲渡し等一般ガス導管事業者のガス需要量は、譲受け等一般ガス導管事業者のガスの熱量が譲渡し等一般ガス導管事業者のガスの熱量と異なるときは、譲受け等一般ガス導管事業者のガスの熱量で換算したガス需要量を用いるものとする。

2. 小千谷市の対応について ④まとめ

- 今回の**小千谷市の事業譲渡**は、将来にわたり都市ガスの安定供給とサービスの向上を図るためには**公営事業ではなく民営化が望ましいとの判断**により、**公募の結果、北陸瓦斯(株)に事業譲渡することが決定**したもの。
- 今般の小千谷市の変更認可申請の内容について、2. ③で確認したとおり、**算定規則第23条の要件に該当**していることを関東経済産業局が確認済み。
- なお、小千谷エリアの託送料金は従前と比べて上昇することとなるが、北陸瓦斯(株)と小千谷市のガス事業譲渡契約での誓約事項として、「譲渡日以降5年間のガス料金水準の据え置き※」とされており、**2025年4月1日から5年間は小千谷エリアの需要家が支払うガス小売料金は現行を上回ることにはならない**。
- **上記を踏まえれば、小千谷市の変更認可申請について、関東経済産業局長が認可することに特段の問題はないと考えられるかどうか**。

※ 原料ガス卸価格の上昇による影響、経済情勢が著しく変化した場合を除く

1. 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価

- (1) 2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価
- (2) 本年度の評価の進め方（法令に基づく事後評価）

2. 小千谷市の対応について（前回会合後の確認事項）

3. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール

- 本日の事後評価結果について、2月末頃の電力・ガス取引監視等委員会に報告する。
- また、**2025年5月を目途に、2023年度のガス導管事業者の託送収支の事後評価の結果**をとりまとめる。

時期	内容
2024年 11/27	・2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価 【料金制度専門会合】 (9月末までに昨年度の託送収支計算書を公表した事業者)
2024年 12/18	・経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答① 【電力・ガス取引監視等委員会】
2025年2/20 【本日】	・2023年度ガス導管事業者の託送収支の事後評価 【料金制度専門会合】 (10月以降に昨年度の託送収支計算書を公表した事業者等)
2025年 2月末頃	・各経済産業局長への意見回答② 【電力・ガス取引監視等委員会】
2025年 5月目途	・料金の値下げ届出内容の確認 【料金制度専門会合】 ・2023年度の事後評価とりまとめ結果報告 【料金制度専門会合／電力・ガス取引監視等委員会】